

松浦市監査委員公表第19号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年1月26日

松浦市監査委員 丸田 久永  
松浦市監査委員 川下 高広

措置状況報告

市民生活課

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>2.支出事務  <b>【指導事項】</b>                      環境衛生費関係の補助金について、補助金交付要綱の一部改正が正しく行われていなかったものや、様式中の引用条文が規則(松浦市補助金等交付規則)と相違しているものがあった。                      また、要綱で定める申請書の様式の一部を省略した様式により交付申請されていたものも見受けられたことから、関係例規等を確認のうえ適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>申請書の様式の一部を省略した様式により交付申請されていたものについては改め、指摘日以降の申請分より、例規と同様の様式を用いるよう指導しました。</p>
<p>3.契約事務  <b>【指摘事項】</b>                      ア 一般廃棄物処理手数料(ごみ処理)について、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しているが、地方自治法施行令第158条第2項の規定による告示がなされていなかった。</p>	<p>ご指摘の件については、告示を行いました。                      今後は関係法令に基づき、事務処理を行うよう、職員に周知と指導を行いました。</p>
<p>ウ 50万を超える修繕料の検査報告で、専決者までの決裁を受けていないものがあった。松浦市事務決裁規程別表第2に基づき処理されたい。</p>	<p>修繕料の検査報告については、専決者までの決裁を受けました。                      今後は関係例規に基づき、事務処理を行うよう、職員に周知と指導を行いました。</p>
<p><b>【指導事項】</b>                      50万を超える修繕料の事務手続きで、監督職員決定通知及び現場代理人決定通知がないものがあった。会計事務の手引きに基づき処理されたい。</p>	<p>ご指摘の件については、専決者の決裁を受け、契約相手方に対し監督職員決定の通知を行うとともに、契約相手方より現場代理人の決定通知を受け取りました。                      今後は会計事務の手引きに基づき、事務処理を行うよう、職員に周知と指導を行いました。</p>

未措置理由書

市民生活課

指摘等を受けた事項	未措置である理由
<p>2.支出事務 【指導事項】 環境衛生費関係の補助金について、補助金交付要綱の一部改正が正しく行われていなかったものや、様式中の引用条文が規則(松浦市補助金等交付規則)と相違しているものがあった。 また、要綱で定める申請書の様式の一部を省略した様式により交付申請されていたものも見受けられたことから、関係例規等を確認のうえ適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>環境衛生費関係の補助金については、指導事項を踏まえて、今年度中に交付要綱の一部改正を行います。</p>
<p>3.契約事務 【指摘事項】 イ 福島地域及び鷹島地域の一般家庭・事業所等から排出されるし尿の処理手数料については、し尿収集運搬委託業者が徴収しているが、徴収又は収納についての委託契約が取り交わされていないかった。</p>	<p>福島及び鷹島地域におけるし尿収集運搬委託業務については、合併前から委託方式によりその業務を継続して実施してきております。 し尿処理手数料の徴収・収納に係る業務については、委託契約書に明文化されていないものの、市及び事業者ともに委託内容に含まれているとの認識で、これまで問題なく実施されてきておりますが、指摘内容を踏まえて、今後委託業者と協議を行います。</p>
<p>4.財産管理事務 【検討事項】 ア 既に稼働しておらず事業の用に供していないごみ処理施設・し尿処理施設について、現在も市民生活課で所管しているが、用途を廃止した施設については、普通財産となるため、会計課と協議されたい。</p>	<p>ご指摘の検討事項については、下記の事由により、引き続き一体的に管理が必要な施設として、市民生活課で所管することとして、会計課と協議検討を行います。</p> <p>(1)ごみ処理施設(松浦(し尿処理施設含む)・福島・鷹島)に隣接する最終処分場施設は、いずれも現在「稼働中及び休止中」の状態となっていること。 (2)し尿処理施設(鷹島)についても、その敷地内にし尿処理の広域化に伴い、し尿貯留槽施設を設置していること。</p>
<p>【検討事項】 イ 松浦市公共施設等総合計画に基づく個別施設計画において、基本的な方針が解体処分とされている施設について、解体の時期及び費用負担等が未定のため、関係課と協議を進め方を検討されたい。</p>	<p>松浦市公共施設等総合計画に基づく個別施設計画において、基本的な方針が「解体処分」となっている公共施設は、市民生活課所管の4施設を含め、全体で24施設となっています。 施設の解体・撤去に要する経費は多額となることから、当市の厳しい財政状況等を考慮すると難しい問題であるとともに、中・長期的な財政運営にも大きな影響を与えることが懸念されます。 いずれにしても、全庁的な課題の一つとして、ご指摘のとおり関係課と協議を行いながら、今後の方策を検討して参ります。</p>